

# 公立大学法人秋田公立美術大学職員の定年の特例に関する規程

平成25年4月1日

規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第19条第2項の規定に基づき、職員の定年の特例について必要な事項を定めるものとする。

(定年の特例)

第2条 この規程の施行の日に在職する教員で、同日から起算して4年以内に就業規則第19条第1項に規定する定年の年齢に達する者の定年は、同項の規定にかかわらず、学年進行完成年度（本学の開設後、最初に学年進行が終了する年度をいう。）の末日におけるその者の年齢を定年とすることができる。

2 秋田公立美術大学学則（平成25年規程第1号）第3条の2に規定する大学院の設置に伴って採用する教員は、大学院の学年進行年度末日におけるその者の年齢を定年とすることができる。

(その他)

第3条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第13号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

